
第23回
道路行政マネジメントを实践する栃木県会議

事故(交通安全)対策関係

令和元年8月1日

1. 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の 交通安全の確保について(情報提供)

1. 【情報提供】未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保

概要

1. 緊急安全点検の概要

箇所: 保育所、幼稚園、認定こども園等の施設(以下、「対象施設」という。)とこれらを所管する関係機関(以下、「所管機関」という。)が抽出

実施主体: 所管機関、対象施設、地域の道路管理者、警察

期間: 9月中に実施

2. 対策メニューについて

以下のような対策メニューの中から地域に応じたものを選択、または組み合わせることを推奨しています。

・局所的な対策が必要な箇所

防護柵の設置、路肩のカラー舗装化、標識・路面標示の設置 等

・面的対策が好ましい箇所

一定の範囲について通過交通の進入や速度の抑制を図る対策(エリアの指定、ハンプ・狭窄・ライジングボラード等の設置)

・幹線道路への交通転換

交差点改良や道路拡幅など、改築を伴う対策

3. 対策案のとりまとめについて

所管機関及び対象施設が道路管理者や警察の助言を得て立案する対策案については、地方公共団体を通じて国土交通省に提案頂き、11月までにとりまとめる予定です。

注)5月以降、緊急安全点検に先行して、道路管理者及び警察、また、地方公共団体などが独自に実施している点検を受けて検討された対策案(箇所)のうち、可能なものについては、8月中に地方公共団体を経由して国土交通省への報告を頂く予定です。それ以外のものについては、緊急安全点検(9月中に実施)の結果を踏まえての対策案と一括して11月までにとりまとめます。

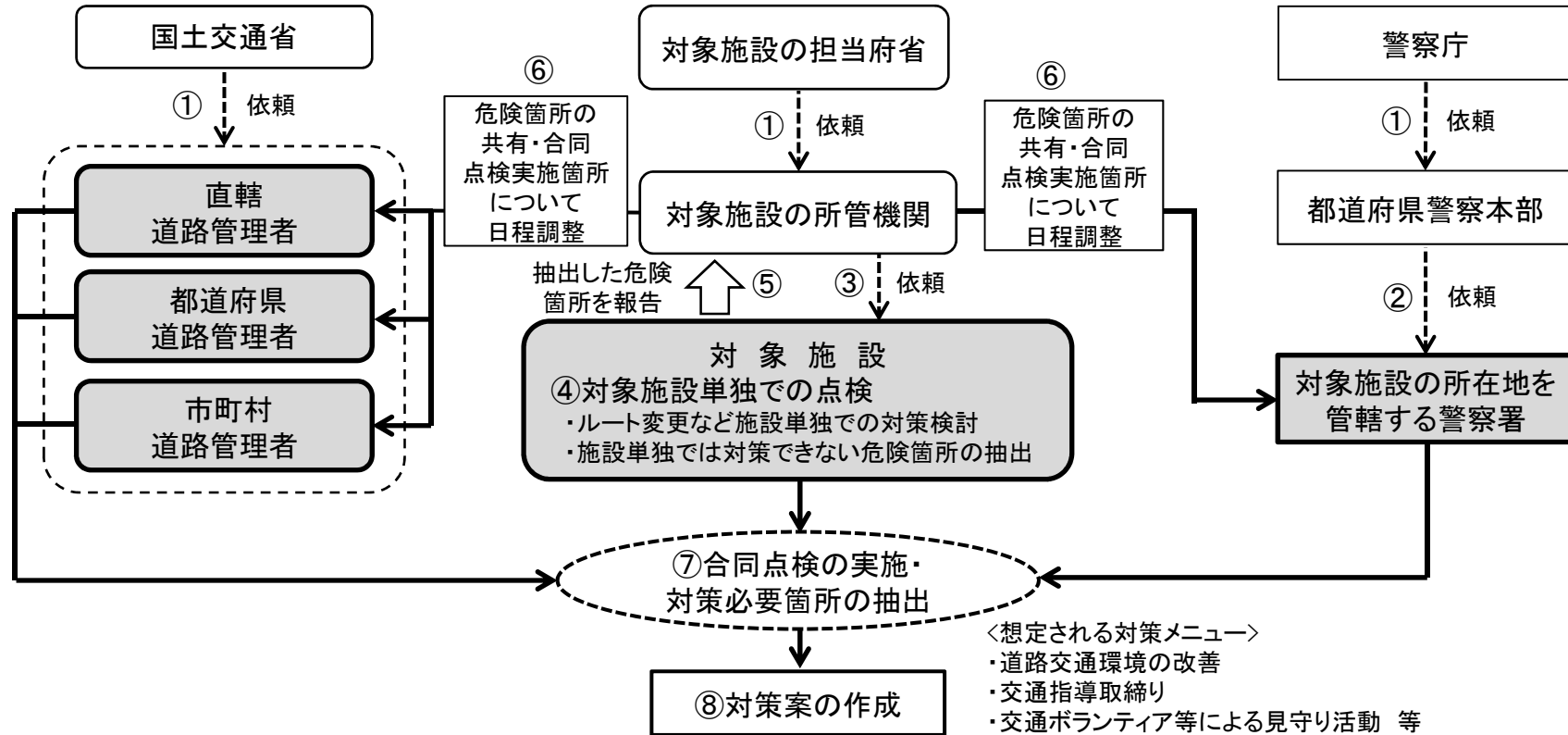
1. 【情報提供】未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保

対象施設

対象施設	所管機関	担当府省
公立幼稚園	市町村教育委員会	文部科学省
私立幼稚園	都道府県私立学校担当部局	文部科学省
国立大学附属幼稚園 国立大学附属特別支援学校幼稚部	国立大学法人	文部科学省
市立特別支援学校幼稚部	市町村教育委員会特別支援学校担当部局	文部科学省
県立特別支援学校幼稚部	都道府県教育委員会特別支援学校担当部局	文部科学省
私立特別支援学校幼稚部	都道府県私立学校担当部局	文部科学省
保育所・地域型保育事業所	市町村保育担当部局	厚生労働省
認定こども園	市町村認定こども園担当部局	内閣府
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む。)	都道府県保育担当部局	厚生労働省 内閣府
児童発達支援(医療型を含む。)事業所	市町村障害福祉担当部局	厚生労働省

1. 【情報提供】未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保

実施内容



合同点検等の実施結果の報告

